

サーキュラーNO. 8-002 無人航空機の型式認証等の手続き 新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: right;">整理番号 No. 8-002</p> <p>令和4年12月2日制定（国空機第 656 号） 令和6年3月27日一部改正（国空機第 725 号） 令和7年3月24日一部改正（国空機第 1021 号） <u>令和 年 月 日一部改正（国空機第 号）</u></p> <p style="text-align: center;">サーキュラー</p> <p style="text-align: center;">国土交通省航空局安全部 航空機安全課長</p> <p style="text-align: center;">件名：無人航空機の型式認証等の手続き</p>	<p style="text-align: right;">整理番号 No. 8-002</p> <p>令和4年12月2日制定（国空機第 656 号） 令和6年3月27日一部改正（国空機第 725 号） 令和7年3月24日一部改正（国空機第 1021 号）</p> <p style="text-align: center;">サーキュラー</p> <p style="text-align: center;">国土交通省航空局安全部 航空機安全課長</p> <p style="text-align: center;">件名：無人航空機の型式認証等の手続き</p>
<p>1. 適用</p> <p>本サーキュラーは、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第132条の16による型式認証及び法第132条の17による型式認証の変更（以下「型式認証等」という。）に係る検査について、申請から型式認証書の交付に至るまでの関連する航空局又は登録検査機関（以下「検査者」という。）による検査業務及び申請者の取るべき手続き <u>並びに法第132条の13による機体認証に係る型式認証を受けていない型式の無人航空機の取扱い</u>を取りまとめたものであり、原則として、関係者は本サーキュラーに従って手続き等を行うことが求められる。</p>	<p>1. 適用</p> <p>本サーキュラーは、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第132条の16による型式認証及び法第132条の17による型式認証の変更（以下「型式認証等」という。）に係る検査について、申請から型式認証書の交付に至るまでの関連する航空局又は登録検査機関（以下「検査者」という。）による検査業務及び申請者の取るべき手続きを取りまとめたものであり、原則として、関係者は本サーキュラーに従って手続き等を行うことが求められる。</p>
<p>2. 申請 ～ 9. 検査者が関与せず取得された試験データの取扱い（略）</p>	<p>2. 申請 ～ 9. 検査者が関与せず取得された試験データの取扱い（略）</p>

<p><u>10. 型式認証を受けていない型式の無人航空機の取扱い</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>10-1. 型式認証を受けていない型式の無人航空機であって、その設計及び製造過程が第二種型式認証を受けた型式の設計及び製造過程と同一であると当該型式に係る型式認証等保有者が証明したもの（以下「同一性証明済み機」という。）について、法第 132 条の 13 に規定する機体認証を申請する場合には、規則第 236 条の 12 第 3 項に基づき、以下の(1)から(5)までの書類に代えて、型式認証等保有者が別添 16（様式：JCAB FORM 8-002-16）により発行する当該無人航空機の設計及び製造過程が型式認証を受けた型式の設計及び製造過程と同一であることを証する書類（以下「無人航空機同一性証明書」という。）を添付することができる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>設計計画書</u> (2) <u>設計書</u> (3) <u>設計図面</u> (4) <u>部品表</u> (5) <u>製造計画書</u> 	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>10-2. 設計及び製造過程の同一性について</u></p> <p><u>設計及び製造過程の同一性の確認は、無人航空機同一性証明書を発行しようとする無人航空機が型式認証を受けた型式の型式認証書類（無人航空機飛行規程及び無人航空機整備手順書を除く。）の内容に適合することを確認することによって行うこと（6-1-2 項に規定された範囲の差異があるものは適合していると判断してもよい。）。</u></p> <p><u>無人航空機同一性証明書を発行しようとする無人航空機の無人航空機飛行規程又は無人航空機整備手順書と、型式認証を受けた型式の無人航空機飛行規程又は無人航空機整備手順書に差異がある場合には、型式認</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

<p><u>証等保有者は、同一性証明済み機の使用に対し、型式認証を受けた型式の無人航空機飛行規程又は無人航空機整備手順書に準じた無人航空機飛行規程又は無人航空機整備手順書を提供すること。この場合には、型式認証等保有者は、無人航空機同一性証明書の7項備考に提供した無人航空機飛行規程又は無人航空機整備手順書の概要を記載するとともに、これらの文書を適切に管理すること。</u></p> <p><u>無人航空機同一性証明書並びに提供する無人航空機飛行規程及び無人航空機整備手順書について、電磁的方法により作成し、維持し、及び保管する場合、型式認証等保有者は、サーキュラーNo.6-018「電子署名及び電磁的記録に関する一般基準」に従うこと。</u></p>	
<p><u>10-3. 無人航空機同一性証明書を発行した無人航空機に対する型式認証等保有者の対応について</u></p> <p><u>無人航空機同一性証明書を発行した無人航空機の設計及び製造過程に対して、型式認証等保有者は型式認証を受けた型式の設計及び製造過程との同一性を維持するための管理を行う必要がある。具体的には次に掲げる事項が挙げられるが、これらに限られるものではない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・型式認証等保有者は、無人航空機同一性証明書を発行した無人航空機の設計及び製造過程に対して、型式認証を受けた型式の設計及び製造過程との同一性を維持すること。同一性を維持することができなくなった場合には、型式認証等保有者は、既に発行した無人航空機同一性証明書が無効になったことを航空局及び当該無人航空機の使用者に通知すること。</u> <u>・8項に規定する「安全性の確保に係る対応」について、無人航空機同一性証明書を発行した無人航空機に対しても、第二種型式認証を受</u> 	<p><u>(新設)</u></p>

サーキュラーNO. 8-002 無人航空機の型式認証等の手続き 新旧対照表

<p><u>けた型式と同様の対応を実施すること。</u></p> <p><u>・無人航空機同一性証明書に関する根拠資料については、当該無人航空機の設計及び製造過程が型式認証を受けた型式の設計及び製造過程と同一であることを示す証拠であることから、型式認証等保有者の責任において紙媒体、電磁的記録等の適切な方法により確実に保管し、必要ときに利用できるようにすること。</u></p>	
<p><u>11. 雑則</u></p>	<p><u>10. 雑則</u></p>
<p><u>11-1. その他の方法による取扱い</u></p> <p>本サーキュラーの定めにかかわらず、無人航空機の型式認証等については、航空機技術審査センター所長が必要と認めた場合は、その他の方法により取り扱うことができる。</p>	<p><u>10-1. その他の方法による取扱い</u></p> <p>本サーキュラーの定めにかかわらず、無人航空機の型式認証等については、航空機技術審査センター所長が必要と認めた場合は、その他の方法により取り扱うことができる。</p>
<p>附 則（令和 4 年 12 月 2 日）</p> <p>1. 本サーキュラーは、令和 4 年 12 月 5 日から適用する。</p> <p>附 則（令和 6 年 3 月 27 日）</p> <p>1. 本サーキュラーは、令和 6 年 3 月 27 日から適用する。</p> <p>附 則（令和 7 年 3 月 24 日）</p> <p>1. 本サーキュラーは、令和 7 年 3 月 24 日から適用する。</p> <p>2. 本サーキュラーの適用前に航空局の確認を受けた安全性を確保するための管理の計画については、その改訂版も含めて当分の間、なお従前の例によることができる。</p> <p>3. 本サーキュラーの適用前に航空局の確認を受けた安全性を確保するための管理の計画（その改訂版を含む。）を有する第二種型式認</p>	<p>附 則（令和 4 年 12 月 2 日）</p> <p>1. 本サーキュラーは、令和 4 年 12 月 5 日から適用する。</p> <p>附 則（令和 6 年 3 月 27 日）</p> <p>1. 本サーキュラーは、令和 6 年 3 月 27 日から適用する。</p> <p>附 則（令和 7 年 3 月 24 日）</p> <p>1. 本サーキュラーは、令和 7 年 3 月 24 日から適用する。</p> <p>2. 本サーキュラーの適用前に航空局の確認を受けた安全性を確保するための管理の計画については、その改訂版も含めて当分の間、なお従前の例によることができる。</p> <p>3. 本サーキュラーの適用前に航空局の確認を受けた安全性を確保するための管理の計画（その改訂版を含む。）を有する第二種型式認</p>

サーキュラーNO. 8-002 無人航空機の型式認証等の手続き 新旧対照表

<p>証保有者は、8.項の例に従って安全性を確保するための管理の計画を変更することができる。</p> <p><u>附 則 (令和 年 月 日)</u></p> <p><u>1. 本サーキュラーは、令和 年 月 日から適用する。</u></p> <p>本サーキュラーに関する質問・意見等については下記に問い合わせること。</p> <p>国土交通省航空局安全部航空機安全課航空機技術審査センター 〒480-0202 愛知県西春日井郡豊山町豊場名古屋空港内 電話番号 0568-29-1985 E-mail cab-aecc-drone-tcq@gxb.mlit.go.jp</p>	<p>証保有者は、8.項の例に従って安全性を確保するための管理の計画を変更することができる。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>本サーキュラーに関する質問・意見等については下記に問い合わせること。</p> <p>国土交通省航空局安全部航空機安全課航空機技術審査センター 〒480-0202 愛知県西春日井郡豊山町豊場名古屋空港内 電話番号 0568-29-1985 E-mail cab-aecc-drone-tcq@gxb.mlit.go.jp</p>
<p>別添 1～別添 5－2 (略)</p>	<p>別添 1～別添 5－2 (略)</p>
<p>適合検査／試験立会要求書の記入要領</p> <p>JCAB FORM 8-002-5「適合検査／試験立会要求書」の記入にあつては、次に定める方法により、<u>日本語</u>又は<u>英語</u>で記入する。</p> <p>1 項：検査者又は依頼先 検査を行う検査者、依頼先の航空局、登録検査機関名のいずれかを記入する。</p> <p>2 項：発行番号</p>	<p>適合検査／試験立会要求書の記入要領</p> <p>JCAB FORM 8-002-5「適合検査／試験立会要求書」の記入にあつては、次に定める方法により、<u>日本文</u>又は<u>英文</u>で記入する。</p> <p>1 項：検査者又は依頼先 検査を行う検査者、依頼先の航空局、登録検査機関名のいずれかを記入する。</p> <p>2 項：発行番号</p>

サーキュラーNO. 8-002 無人航空機の型式認証等の手続き 新旧対照表

<p>発行する機関等において作成した発行台帳により、発行番号を取得し記入する。なお、当該番号の先頭には以下の文字を含むものとする。</p> <p>本省：本（航空機技術審査センターは AECC）、登録検査機関：登録検査機関登録番号</p> <p>（例）登録検査機関登録番号が、9999であった場合：9999</p> <p>3 項：発行日 発行日を記入する。</p> <p>4 項：ページ 適合検査／試験立会要求書の総ページ数を記入する。</p> <p>5 項：依頼内容 該当する検査等の□に印を付す。なお、□その他 Other の場合については、（ ）部に検査対象の名称等を記入する。</p> <p>（例）飛行試験用無人航空機（P/N:1234-5678, S/N:9876-54321）</p> <p>6 項：申請者 型式認証の申請者の名称及び住所を記入する。</p> <p>7 項：製造者 検査対象品の製造者名及び住所を記入する。</p> <p>8 項：実施時期 当該検査の実施予定時期を記入する。</p> <p>（例）20XX 年 XX 月 XX 日～20XX 年 XX 月 XX 日</p> <p>9 項：検査者への連絡の必要性 申請者に対して、検査者（航空局又は登録検査機関の担当者</p>	<p>発行する機関等において作成した発行台帳により、発行番号を取得し記入する。なお、当該番号の先頭には以下の文字を含むものとする。</p> <p>本省：本（航空機技術審査センターは AECC）、登録検査機関：登録検査機関登録番号</p> <p>（例）登録検査機関登録番号が、9999であった場合：9999</p> <p>3 項：発行日 発行日を記入する。</p> <p>4 項：ページ 適合検査／試験立会要求書の総ページ数を記入する。</p> <p>5 項：依頼内容 該当する検査等の□に印を付す。なお、□その他 Other の場合については、（ ）部に検査対象の名称等を記入する。</p> <p>（例）飛行試験用無人航空機（P/N:1234-5678, S/N:9876-54321）</p> <p>6 項：申請者 型式認証の申請者の名称及び住所を記入する。</p> <p>7 項：製造者 検査対象品の製造者名及び住所を記入する。</p> <p>8 項：実施時期 当該検査の実施予定時期を記入する。</p> <p>（例）20XX 年 XX 月 XX 日～20XX 年 XX 月 XX 日</p> <p>9 項：検査者への連絡の必要性 申請者に対して、検査者（航空局又は登録検査機関の担当者</p>
---	---

サーキュラーNO. 8-002 無人航空機の型式認証等の手続き 新旧対照表

<p>等) との日程調整等を求める場合においては、本項の()内に連絡先(例えば航空局等)を記入し、当該項の□に印を付す。</p> <p>10 項: 検査対象品 検査対象品の名称及び部品番号等を記入する。 (例) (実機での飛行試験を行う場合) 無人航空機の型式名 (P/N:1234-5678, S/N:9876-54321)</p> <p>11 項: 対象無人航空機型式等 適合検査等を実施する無人航空機を記入する。試験目的にのみ使用する場合は、「Test Only」と記入する。</p> <p>12 項: 数量 検査対象品の数量を記入する。</p> <p>13 項: 設計データ 適用する設計データ(図面、試験方案等)の名称、改訂符号及び発行日を記入する。 (例) セクション 300 飛行試験方案 XXX-XXX Rev.C 20XX 年 XX 月 XX 日</p> <p>14 項: 特記事項 必要に応じ、特に確認すべき事項等の特別な指示について記載する。 (例) 当該供試体の 3 機の内、すべてについて実地により寸法検査を実施すること。</p> <p>15 項: 申請者連絡先 申請者側の当該検査の責任者名、所属部署及び連絡先を記入する。</p>	<p>等) との日程調整等を求める場合においては、本項の()内に連絡先(例えば航空局等)を記入し、当該項の□に印を付す。</p> <p>10 項: 検査対象品 検査対象品の名称及び部品番号等を記入する。 (例) (実機での飛行試験を行う場合) 無人航空機の型式名 (P/N:1234-5678, S/N:9876-54321)</p> <p>11 項: 対象無人航空機型式等 適合検査等を実施する無人航空機を記入する。試験目的にのみ使用する場合は、「Test Only」と記入する。</p> <p>12 項: 数量 検査対象品の数量を記入する。</p> <p>13 項: 設計データ 適用する設計データ(図面、試験方案等)の名称、改訂符号及び発行日を記入する。 (例) セクション 300 飛行試験方案 XXX-XXX Rev.C 20XX 年 XX 月 XX 日</p> <p>14 項: 特記事項 必要に応じ、特に確認すべき事項等の特別な指示について記載する。 (例) 当該供試体の 3 機の内、すべてについて実地により寸法検査を実施すること。</p> <p>15 項: 申請者連絡先 申請者側の当該検査の責任者名、所属部署及び連絡先を記入する。</p>
--	--

サーキュラーNO. 8-002 無人航空機の型式認証等の手続き 新旧対照表

<p>(例) 技術本部適合検査課 ○○○○ 電話番号 0000-00-0000</p> <p>16 項：備考 当該検査を行う上で、上記以外に必要な情報を記入する。</p> <p>17～20 項： 当該検査の際に発行する報告書等の□に印を付す。</p> <p>21 項：航空局担当官 航空局において適合検査／試験立会要求書の発行に責任を有する担当官の所属、連絡先を記入する。 (例) 航空機技術審査センター 電話番号 0000-00-0000 ○○○○</p> <p>22 項：登録検査機関の検査者 登録検査機関において適合検査／試験立会要求書の発行に責任を有する検査者の所属、連絡先及び署名を行う。 (例) ○×協会○○課 電話番号 0000-00-0000 ○○○○○</p> <p>23 項：注記 当該検査を行う際の注意事項を記入する。 (例) 本 RFC/W により行われる適合検査に係る適合検査記録書は、20XX 年 XX 月 XX 日までに提出すること。</p>	<p>(例) 技術本部適合検査課 ○○○○ 電話番号 0000-00-0000</p> <p>16 項：備考 当該検査を行う上で、上記以外に必要な情報を記入する。</p> <p>17～20 項： 当該検査の際に発行する報告書等の□に印を付す。</p> <p>21 項：航空局担当官 航空局において適合検査／試験立会要求書の発行に責任を有する担当官の所属、連絡先を記入する。 (例) 航空機技術審査センター 電話番号 0000-00-0000 ○○○○</p> <p>22 項：登録検査機関の検査者 登録検査機関において適合検査／試験立会要求書の発行に責任を有する検査者の所属、連絡先及び署名を行う。 (例) ○×協会○○課 電話番号 0000-00-0000 ○○○○○</p> <p>23 項：注記 当該検査を行う際の注意事項を記入する。 (例) 本 RFC/W により行われる適合検査に係る適合検査記録書は、20XX 年 XX 月 XX 日までに提出すること。</p>
<p>別添 6 (略)</p>	<p>別添 6 (略)</p>
<p>適合報告書の記入要領</p> <p>JCAB FORM 8-002-6「適合報告書」の記入にあつては、次に定める方法により、<u>日本語</u>又は<u>英語</u>で記入する。</p>	<p>適合報告書の記入要領</p> <p>JCAB FORM 8-002-6「適合報告書」の記入にあつては、次に定める方法により、<u>日本文</u>又は<u>英文</u>で記入する。</p>

サーキュラーNO. 8-002 無人航空機の型式認証等の手続き 新旧対照表

<p>1 項：発行番号 申請者において作成した発行台帳により、発行番号を取得し、記入する。</p> <p>2 項：適合検査依頼書番号 RFC/W の発行番号又は RFC/W に代えて合意した CP の文書番号及び改訂符号を記入する。</p> <p>3～6 項：対象無人航空機型式等 RFC/W の対象無人航空機等に無人航空機、発動機又はモーター、プロペラ又はローター及び部品が記入されている場合には該当する□に印を付し、製造者名称、型式又は名称、部品番号及び製造番号を記入する。なお、該当するものがない場合には「N/A」と記入する。 なお、無人航空機登録記号がないものにあつては、5.4)項は、「N/A」と記入する。</p> <p>7 項：供試体 RFC の対象無人航空機型式等に「Test only」と記入されている場合には、当該項の□に印を付し、製造者名称、部品番号、製造番号を記入する。なお、該当するものがない場合には「N/A」と記入する。</p> <p>8 項：Test Set-up RFC 等に記載されている依頼内容が、試験セットアップである場合には、当該項の□に印を付す。</p> <p>9 項：その他 RFC 等に記載されている依頼内容が、その他である場合には当</p>	<p>1 項：発行番号 申請者において作成した発行台帳により、発行番号を取得し、記入する。</p> <p>2 項：適合検査依頼書番号 RFC/W の発行番号又は RFC/W に代えて合意した CP の文書番号及び改訂符号を記入する。</p> <p>3～6 項：対象無人航空機型式等 RFC/W の対象無人航空機等に無人航空機、発動機又はモーター、プロペラ又はローター及び部品が記入されている場合には該当する□に印を付し、製造者名称、型式又は名称、部品番号及び製造番号を記入する。なお、該当するものがない場合には「N/A」と記入する。 なお、無人航空機登録記号がないものにあつては、5.4)項は、「N/A」と記入する。</p> <p>7 項：供試体 RFC の対象無人航空機型式等に「Test only」と記入されている場合には、当該項の□に印を付し、製造者名称、部品番号、製造番号を記入する。なお、該当するものがない場合には「N/A」と記入する。</p> <p>8 項：Test Set-up RFC 等に記載されている依頼内容が、試験セットアップである場合には、当該項の□に印を付す。</p> <p>9 項：その他 RFC 等に記載されている依頼内容が、その他である場合には当</p>
---	---

サーキュラーNO. 8-002 無人航空機の型式認証等の手続き 新旧対照表

<p>該項の□に印を付し、検査対象の名称等を記入する。 (例) 飛行試験用無人航空機 TEST JIG (P/N:1234-5678, S/N:9876-54321)</p> <p>10 項：設計データ 設計データ（図面、試験方案等）の名称、改訂符号及び発行日 を記入する。</p> <p>11 項：Deviation 適合報告書を発行する時点において、判明している Deviation 全てについて記入する。記入する内容は、Deviation の概要、 管理番号及び発行日を記載すること。なお、Deviation が ない場合には「None」と記入する。</p> <p>12 項：確認日 確認を行った日を記入する。</p> <p>13 項：確認者署名 申請者の責任を有する者の氏名を記入し署名する。</p> <p>14 項：所属 確認者の所属する部署を会社名から記述する。 (例) ○×株式会社無人航空機事業部○○課</p>	<p>該項の□に印を付し、検査対象の名称等を記入する。 (例) 飛行試験用無人航空機 TEST JIG (P/N:1234-5678, S/N:9876-54321)</p> <p>10 項：設計データ 設計データ（図面、試験方案等）の名称、改訂符号及び発行日 を記入する。</p> <p>11 項：Deviation 適合報告書を発行する時点において、判明している Deviation 全てについて記入する。記入する内容は、Deviation の概要、 管理番号及び発行日を記載すること。なお、Deviation が ない場合には「None」と記入する。</p> <p>12 項：確認日 確認を行った日を記入する。</p> <p>13 項：確認者署名 申請者の責任を有する者の氏名を記入し署名する。</p> <p>14 項：所属 確認者の所属する部署を会社名から記述する。 (例) ○×株式会社無人航空機事業部○○課</p>
<p>別添 7 (略)</p>	<p>別添 7 (略)</p>
<p>適合検査記録書の記入要領 JCAB FORM 8-002-7「適合検査記録書」の記入にあつては、次に 定める方法により、<u>日本語</u>又は<u>英語</u>で記入する。</p> <p>1 項：発行番号</p>	<p>適合検査記録書の記入要領 JCAB FORM 8-002-7「適合検査記録書」の記入にあつては、次に 定める方法により、<u>日本文</u>又は<u>英文</u>で記入する。</p> <p>1 項：発行番号</p>

サーキュラーNO. 8-002 無人航空機の型式認証等の手続き 新旧対照表

<p>発行する官署等において作成した発行台帳により、発行番号を取得し記入する。なお、当該番号の先頭には以下の文字を含むものとする。</p> <p>本省：本 CIR（航空機技術審査センターは AECC-CIR）、登録検査機関：登録検査機関登録番号</p> <p>（例）登録検査機関登録番号が、9999 であった場合：9999CIR</p> <p>2 項：適合検査依頼書番号</p> <p>適合検査依頼書の番号を記入する。</p> <p>3 項：シート</p> <p>「of」の前に当該項の項数を記入し、後ろに総頁数を記入する。</p> <p>（例）総頁数 3 頁で 2 頁目のシートは「2 of 3」</p> <p>4 項：型式</p> <p>適合検査を実施した無人航空機等の型式を記入する。試験目的にのみ使用するものは、「Test Only」と記入する。また、試験装置のセットアップ等については、記入しなくてもよい。</p> <p>5 項～6 項：申請者及び製造者</p> <p>申請者名及び製造者名を記入する。申請者と製造者が同一の場合には、それぞれの項目に同一の名称を記入する。</p> <p>7 項：検査期間</p> <p>検査開始日には、適合検査を開始した日を記入する。また、検査完了日は適合検査を完了した日を記入する。</p> <p>8 項：航空局の署名</p> <p>9 項：登録検査機関の検査者の署名</p> <p>10 項：項番</p>	<p>発行する官署等において作成した発行台帳により、発行番号を取得し記入する。なお、当該番号の先頭には以下の文字を含むものとする。</p> <p>本省：本 CIR（航空機技術審査センターは AECC-CIR）、登録検査機関：登録検査機関登録番号</p> <p>（例）登録検査機関登録番号が、9999 であった場合：9999CIR</p> <p>2 項：適合検査依頼書番号</p> <p>適合検査依頼書の番号を記入する。</p> <p>3 項：シート</p> <p>「of」の前に当該項の項数を記入し、後ろに総頁数を記入する。</p> <p>（例）総頁数 3 頁で 2 頁目のシートは「2 of 3」</p> <p>4 項：型式</p> <p>適合検査を実施した無人航空機等の型式を記入する。試験目的にのみ使用するものは、「Test Only」と記入する。また、試験装置のセットアップ等については、記入しなくてもよい。</p> <p>5 項～6 項：申請者及び製造者</p> <p>申請者名及び製造者名を記入する。申請者と製造者が同一の場合には、それぞれの項目に同一の名称を記入する。</p> <p>7 項：検査期間</p> <p>検査開始日には、適合検査を開始した日を記入する。また、検査完了日は適合検査を完了した日を記入する。</p> <p>8 項：航空局の署名</p> <p>9 項：登録検査機関の検査者の署名</p> <p>10 項：項番</p>
--	--

サーキュラーNO. 8-002 無人航空機の型式認証等の手続き 新旧対照表

<p>通し番号で記入する。</p> <p>11 項：検査項目 適合検査を実施した、無人航空機等の名称、テストセットアップ等の表題を記入する。</p> <p>12 項：設計データ 適合検査に適用した設計データ（図面、試験方案等）の名称を記入する。</p> <p>13 項：改訂符号及び日付 12 項に記入した書類の改訂符号及び発行日付を記入する。</p> <p>14 項：判定数量 「適合」又は「不適合」の欄に適合検査を実施した結果の数量を記入する。なお、適合検査の結果、「不適合」と判断される無人航空機等については、備考欄に不具合の理由を明記し検査者等が当該欄に署名を行う。その後、不適合が排除された場合においては、再度検査を実施の上、当該設計データに適合すると判断される場合には、15 項の備考欄に当該事項を記入の上、見え消しにより「不適合」を「適合」に変更する。</p> <p>15 項：備考 11 項の項目毎に実施した適合検査の内容（例えば、検査の方法、適合状況、是正処置及びその根拠、製造番号、制限事項、Special Inspection、確認した個々の証明書類並びに使用した略語等の説明）を具体的に記入する。</p>	<p>通し番号で記入する。</p> <p>11 項：検査項目 適合検査を実施した、無人航空機等の名称、テストセットアップ等の表題を記入する。</p> <p>12 項：設計データ 適合検査に適用した設計データ（図面、試験方案等）の名称を記入する。</p> <p>13 項：改訂符号及び日付 12 項に記入した書類の改訂符号及び発行日付を記入する。</p> <p>14 項：判定数量 「適合」又は「不適合」の欄に適合検査を実施した結果の数量を記入する。なお、適合検査の結果、「不適合」と判断される無人航空機等については、備考欄に不具合の理由を明記し検査者等が当該欄に署名を行う。その後、不適合が排除された場合においては、再度検査を実施の上、当該設計データに適合すると判断される場合には、15 項の備考欄に当該事項を記入の上、見え消しにより「不適合」を「適合」に変更する。</p> <p>15 項：備考 11 項の項目毎に実施した適合検査の内容（例えば、検査の方法、適合状況、是正処置及びその根拠、製造番号、制限事項、Special Inspection、確認した個々の証明書類並びに使用した略語等の説明）を具体的に記入する。</p>
<p>別添 8 (略)</p>	<p>別添 8 (略)</p>

適合検査票の記入要領	適合検査票の記入要領
<p>JCAB FORM 8-002-8「適合検査票」の記入にあつては、次に定める方法により、<u>日本語</u>又は<u>英語</u>で記入する。</p> <p>1 項：発行番号 発行する機関等において作成した発行台帳により、発行番号を取得し、記入する。なお、当該番号の先頭には以下の文字を含むものとする。 本省：本 CIT（航空機技術審査センターは AECC-CIT）、登録検査機関：登録検査機関登録番号 （例）登録検査機関登録番号が、9999 であった場合：9999CIT</p> <p>2 項：適合検査依頼書番号 RFC/W の発行番号を記入する。</p> <p>3～4 項：申請者及び製造者 申請者名及び製造者名を記入する。申請者と製造者が同一の場合には、それぞれの項目に同一の名称を記入する。</p> <p>5 項：設計データ 設計データ（図面、試験方案等）の名称、改訂符号及び発行日を記入する。</p> <p>6 項：項番 通し番号で記入する</p> <p>7 項：名称 適合検査を実施した無人航空機等の名称で、設計データに記載された名称を記入する。</p>	<p>JCAB FORM 8-002-8「適合検査票」の記入にあつては、次に定める方法により、<u>日本文</u>又は<u>英文</u>で記入する。</p> <p>1 項：発行番号 発行する機関等において作成した発行台帳により、発行番号を取得し、記入する。なお、当該番号の先頭には以下の文字を含むものとする。 本省：本 CIT（航空機技術審査センターは AECC-CIT）、登録検査機関：登録検査機関登録番号 （例）登録検査機関登録番号が、9999 であった場合：9999CIT</p> <p>2 項：適合検査依頼書番号 RFC/W の発行番号を記入する。</p> <p>3～4 項：申請者及び製造者 申請者名及び製造者名を記入する。申請者と製造者が同一の場合には、それぞれの項目に同一の名称を記入する。</p> <p>5 項：設計データ 設計データ（図面、試験方案等）の名称、改訂符号及び発行日を記入する。</p> <p>6 項：項番 通し番号で記入する</p> <p>7 項：名称 適合検査を実施した無人航空機等の名称で、設計データに記載された名称を記入する。</p>

サーキュラーNO. 8-002 無人航空機の型式認証等の手続き 新旧対照表

<p>8 項：部品番号 適合検査を実施した無人航空機等の部品番号を実施する。</p> <p>9 項：型式 適合検査を実施した無人航空機等の型式を記入する。試験目的にのみ使用するものは、「Test Only」と記入する。</p> <p>10 項：数量 適合検査を実施した無人航空機等の数量を記入する。</p> <p>11 項：製造番号／バッチ番号 適合検査を実施した無人航空機等の製造番号又はバッチ番号を記入する。製造番号又はバッチ番号のないものは「None」と記入する。</p> <p>12 項：状況 適合検査を実施した無人航空機等の状況を記入する。記入例としては、「Manufactured」、「Used」などがある。なお、「Used」の場合には、第 15 項「備考」欄に必要な情報（例えば、総使用時間、総使用サイクル等）を記入すること。</p> <p>13 項：備考 上記以外に必要な情報を記入すること。</p> <p>15 項：航空局の署名</p> <p>16 項：登録検査機関の検査者の署名</p>	<p>8 項：部品番号 適合検査を実施した無人航空機等の部品番号を実施する。</p> <p>9 項：型式 適合検査を実施した無人航空機等の型式を記入する。試験目的にのみ使用するものは、「Test Only」と記入する。</p> <p>10 項：数量 適合検査を実施した無人航空機等の数量を記入する。</p> <p>11 項：製造番号／バッチ番号 適合検査を実施した無人航空機等の製造番号又はバッチ番号を記入する。製造番号又はバッチ番号のないものは「None」と記入する。</p> <p>12 項：状況 適合検査を実施した無人航空機等の状況を記入する。記入例としては、「Manufactured」、「Used」などがある。なお、「Used」の場合には、第 15 項「備考」欄に必要な情報（例えば、総使用時間、総使用サイクル等）を記入すること。</p> <p>13 項：備考 上記以外に必要な情報を記入すること。</p> <p>15 項：航空局の署名</p> <p>16 項：登録検査機関の検査者の署名</p>
<p>別添 9 (略)</p>	<p>別添 9 (略)</p>
<p>試験立会記録書の記入要領</p>	<p>試験立会記録書の記入要領</p>

サーキュラーNO. 8-002 無人航空機の型式認証等の手続き 新旧対照表

<p>JCAB FORM 8-002-9「試験立会記録書」の記入にあつては、次に定める方法により、<u>日本語</u>又は<u>英語</u>で記入する。</p> <p>1 項：発行番号 申請者において作成した発行台帳により、発行番号を取得し、記入する。</p> <p>2 項及び3 項：申請者及び製造者 申請者名及び製造者名を記入する。申請者と製造者が同一の場合には、それぞれの項目に同一の名称を記入する。</p> <p>4 項：試験立会依頼書番号 試験立会依頼書の番号を記入する。</p> <p>5 項：型式 適合検査を実施した無人航空機等の型式を記入する。試験目的にのみ使用するものは、「Test Only」と記入する。</p> <p>6 項～7 項：部品番号及び製造番号 試験立会を実施した無人航空機等の部品番号及び製造番号を記入する。部品番号、製造番号のないものについては「N/A」と記入する。</p> <p>8 項：試験名称 試験方案に記載されている試験の名称を記入すること。</p> <p>9 項：試験方案番号 試験方案の番号を記入する。</p> <p>10 項：試験期間 検査開始日には、適合性検査を開始した日を記入する。また、検査完了日は適合検査を完了した日を記入する。</p>	<p>JCAB FORM 8-002-9「試験立会記録書」の記入にあつては、次に定める方法により、<u>日本文</u>又は<u>英文</u>で記入する。</p> <p>1 項：発行番号 申請者において作成した発行台帳により、発行番号を取得し、記入する。</p> <p>2 項及び3 項：申請者及び製造者 申請者名及び製造者名を記入する。申請者と製造者が同一の場合には、それぞれの項目に同一の名称を記入する。</p> <p>4 項：試験立会依頼書番号 試験立会依頼書の番号を記入する。</p> <p>5 項：型式 適合検査を実施した無人航空機等の型式を記入する。試験目的にのみ使用するものは、「Test Only」と記入する。</p> <p>6 項～7 項：部品番号及び製造番号 試験立会を実施した無人航空機等の部品番号及び製造番号を記入する。部品番号、製造番号のないものについては「N/A」と記入する。</p> <p>8 項：試験名称 試験方案に記載されている試験の名称を記入すること。</p> <p>9 項：試験方案番号 試験方案の番号を記入する。</p> <p>10 項：試験期間 検査開始日には、適合性検査を開始した日を記入する。また、検査完了日は適合検査を完了した日を記入する。</p>
---	---

サーキュラーNO. 8-002 無人航空機の型式認証等の手続き 新旧対照表

<p>11 項：試験実施場所 試験を実施した場所を記入する。（例：○×株式会社○○工場 XX 試験場）</p> <p>12 項：検査者コメント等 試験に立会った際の特記事項を記入する。</p> <p>13 項～14 項：責任者及び立会者の署名 責任者とは、当該試験に責任を持つ者をいう。また、立会者とは、申請者側の立会者（当該試験を行う前に実施した適合検査の際に SOC を発行した者）をいう。なお、責任者と立会者は同一の者であっても良い。</p> <p>15 項：航空局の署名 16 項：登録検査機関の検査者の署名</p>	<p>11 項：試験実施場所 試験を実施した場所を記入する。（例：○×株式会社○○工場 XX 試験場）</p> <p>12 項：検査者コメント等 試験に立会った際の特記事項を記入する。</p> <p>13 項～14 項：責任者及び立会者の署名 責任者とは、当該試験に責任を持つ者をいう。また、立会者とは、申請者側の立会者（当該試験を行う前に実施した適合検査の際に SOC を発行した者）をいう。なお、責任者と立会者は同一の者であっても良い。</p> <p>15 項：航空局の署名 16 項：登録検査機関の検査者の署名</p>
<p>別添 10～15 (略)</p>	<p>別添 10～15 (略)</p>

サーキュラーNO. 8-002 無人航空機の型式認証等の手続き 新旧対照表

別添 16		(新設)
無人航空機同一性証明書 Statement of Identity for UAS	1. 発行番号 Issue No. :	
2. 型式認証等保有者の氏名又は名称 UAS Type Certification, etc. Holder :		
3. 型式認証書番号 UAS Type Certificate No. :		
4. 型式認証を受けた無人航空機の型式 UAS model that has UAS type certification :		
5. 設計及び製造過程が型式認証を受けた型式の設計及び製造過程と同一である無人航空機の型式及び製造番号 Model and Serial Number(s) of UAS whose design and manufacturing process are identical to those of UAS model that has UAS type certification :		
6. 判定 Judgement :		
<p>5項に示す型式及び製造番号の無人航空機の設計及び製造過程について、航空法第132条の16第1項による型式認証を受けた型式のものと同であることを、型式認証等保有者として確認した。</p> <p>The UAS Type Certification, etc. holder confirmed that the design and manufacturing process of the UAS(s) identified by model and serial number(s) in block 5 are identical to those of UAS model that has UAS type certification pursuant to paragraph (1) of Article 132-16 of the Civil Aeronautics Act.</p>		
7. 備考 Remarks :		
8. 6項の判定を行った者の署名/日付 Signature of the person who made the judgement in block 6./Date :		
JCAB FORM 8-002-16(25 -ORG.)		

<p style="text-align: center;"><u>無人航空機同一性証明書の記入要領</u></p> <p><u>JCAB FORM 8-002-16「無人航空機同一性証明書」の記入にあつては、次に定める方法により、日本語又は英語で記入する。</u></p> <p><u>1 項：発行番号</u> <u>型式認証等保有者において作成した発行台帳により、発行番号を取得し、記入する。</u></p> <p><u>2 項：型式認証等保有者の氏名又は名称</u> <u>型式認証等保有者の氏名又は名称を記入する。</u></p> <p><u>3 項：型式認証書番号</u> <u>型式認証書番号を記入する。</u></p> <p><u>4 項：型式認証を受けた無人航空機の型式</u> <u>型式認証を受けた無人航空機の型式を記入する。</u></p> <p><u>5 項：設計及び製造過程が型式認証を受けた型式の設計及び製造過程と同一である無人航空機の型式及び製造番号</u> <u>設計及び製造過程が型式認証を受けた型式の設計及び製造過程と同一である無人航空機の型式及び製造番号を記入する。</u></p> <p><u>6 項：判定</u> <u>5 項に示す型式及び製造番号の無人航空機の設計及び製造過程が、型式認証を受けた型式の設計及び製造過程と同一であることを、型式認証等保有者として確認した旨を記入する。。</u></p> <p><u>7 項：備考</u> <u>無人航空機同一性証明書を発行しようとする無人航空機の無人航空機飛行規程又は無人航空機整備手順書と、型式認証を受け</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>
--	--

サーキュラーNO. 8-002 無人航空機の型式認証等の手続き 新旧対照表

<p><u>た型式の無人航空機飛行規程又は無人航空機整備手順書に差異がある場合には、使用者に提供した無人航空機飛行規程又は無人航空機整備手順書の概要を記入する。</u></p> <p><u>8項：6項の判定を行った者の署名／日付</u></p> <p><u>6項の判定を行った者が署名し、日付を記入する。</u></p>	
--	--